

○鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程

平成 17 年 10 月 1 日

告示第 19 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、鶴岡市指名競争入札参加資格基準(平成 17 年鶴岡市告示第 18 号)第 1 項に規定する工事の請負に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関し必要な事項を定めるものとする。

(格付をする建設工事の種類)

第 2 条 等級別格付は、次に掲げる工事について行うものとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 舗装工事
- (4) 電気工事
- (5) 管工事
- (6) 水道施設工事

(格付を対象とする者)

第 3 条 等級別格付の対象は、鶴岡市契約に関する規則(平成 17 年鶴岡市規則第 54 号)第 26 条第 2 項の規定により競争入札参加者名簿に登録された者で、市内に営業所を有し 1 年以上経過したものとする。

(格付の方法)

第 4 条 等級別格付は、2 年に一度、改定年度の前年度の 12 月末日を基準日として、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 27 条の 23 に規定する経営に関する客観的事項の審査により算出された数値に、別表に掲げる主観的審査事項の評定により算出した数値を加算した総合数値に基づき行うものとする。

(格付の基準)

第 5 条 等級別格付の区分は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 土木一式工事

等級	総合数値
A	850 点以上(特定建設業の許可を有する者に限る。)
B	700 点以上(A 等級に格付けされる者を除く。)
C	600 点以上 700 点未満
D	600 点未満

- (2) 建築一式工事

等級	総合数値
A	800 点以上(特定建設業の許可を有する者に限る。)
B	650 点以上(A 等級に格付けされる者を除く。)
C	500 点以上 650 点未満
D	500 点未満

(3) 舗装工事

等級	総合数値
A	850 点以上
B	600 点以上 850 点未満
C	600 点未満

(4) 電気工事

等級	総合数値
A	700 点以上
B	600 点以上 700 点未満
C	600 点未満

(5) 管工事

等級	総合数値
A	750 点以上
B	650 点以上 750 点未満
C	650 点未満

(6) 水道施設工事

等級	総合数値
A	700 点以上
B	600 点以上 700 点未満
C	500 点以上 600 点未満
D	500 点未満

(設計金額に対応する等級)

第 6 条 工事の設計金額に対応する等級は、次に定めるとおりとする。ただし、緊急を要する工事、特別な技術を要する工事その他特に必要と認める工事については、この限りでない。

(1) 土木一式工事

等級	設計金額
A 及び B	5,000 万円以上
A、B 及び C	1,000 万円以上 5,000 万円未満
B 及び C	500 万円以上 1,000 万円未満
C 及び D	500 万円未満

(2) 建築一式工事

等級	設計金額
A	1 億 2,000 万円以上
A 及び B	3,500 万円以上 1 億 2,000 万円未満
B 及び C	900 万円以上 3,500 万円未満
C 及び D	900 万円未満

(3) 舗装工事

等級	設計金額
A	1,300 万円以上
A 及び B	500 万円以上 1,300 万円未満
B 及び C	500 万円未満

(4) 電気工事

等級	設計金額
A	1,000 万円以上
A 及び B	300 万円以上 1,000 万円未満
B 及び C	300 万円未満

(5) 管工事

等級	設計金額
A	2,000 万円以上
A 及び B	500 万円以上 2,000 万円未満
B 及び C	500 万円未満

(6) 水道施設工事

等級	設計金額
----	------

A 及び B	2,000 万円以上
B 及び C	500 万円以上 2,000 万円未満
C 及び D	500 万円未満

(格付の公表)

第 7 条 市長は、第 4 条及び第 5 条の規定により等級別格付を行った者について、総務部契約管財課に備え置く等級別格付表により公表するものとする。

(格付の有効期間)

第 8 条 格付の有効期間は、格付を行った翌年度の 3 月 31 日までとする。

(その他)

第 9 条 この告示に定めのない事項及びこれにより難しい事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の鶴岡市建設工事指名競争入札参加者の格付に関する規程(平成 7 年鶴岡市告示第 44 号)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第4条関係)

区分		数値	対象期間等
工事成績		(建設工事種類ごとの成績評定の平均ー建設工事種類ごとの市内業者の平均値)×5点	基準日以前の2年
指名停止、法令違反等の状況	指名停止1回につき	指名停止月数×(-20)点	基準日以前の2年
	文書注意1回につき	-15点	
	労働基準法違反等1回につき	-20点	
	建設業退職金共済制度関係法令違反1回につき	-20点	
除雪協力	鶴岡市の市道等除雪委託について契約実績がある	10点	基準日時点の契約実績
地域社会貢献	鶴岡市消防団協力事業所表示証の交付を受けている	5点	基準日時点の交付状況
	災害復旧工事の契約件数	災害復旧工事の契約件数が4件までは5点、5件以上は10点	基準日以前の2年
少子化対策	山形いきいき子育て応援企業の認定(実践(ゴールド)企業又は優秀(ダイヤモンド)企業)を受けている	10点	基準日時点の認定状況

備考 共同企業体における工事成績及び指名停止、法令違反等の状況については、構成員各自の数値とする。